

自動車検査独立行政法人に係る年度計画

(まえがき)

自動車検査独立行政法人(以下「検査法人」という。)の中期計画を実施するため、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条に基づき検査法人に係る平成14年度の年度計画を以下の通り定め、業務を実施していくこととします。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 組織運営

審査を実施する各事務所において、所長のもと自動車検査官からなるスタッフ制を導入します。また、各事務所の要員については、厳正かつ公正・中立な審査業務を円滑に実施するため、業務量等に応じて適切に配置していきます。

(2) 人材活用

職員による業務改善の提案等を汲み上げ、評価し、実現に結びつける仕組みを構築して、職員の業務への取組意欲の向上を図ります。

(3) 業務の効率化

施設の整備、維持管理については、引き続き外部委託を行うとともに、経理事務をはじめとした管理・間接業務については、本部への一元化を積極的に進め、ITを活用した各事務所との連絡網の整備や電子決裁の導入等を行い、ペーパーレス化を推進します。

2. サービスの向上と確実な審査実施に向けて

(1) 厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底

厳正かつ公正に行う審査業務というサービスを利用者の方々に対して、中立的な立場で公平に提供することを徹底するための以下の対策をはじめ各種対策を実施するとともに、各事務所における各種対策の実施状況を把握し、さらに、内外の関係者のアンケート調査等を通じてその実施の効果の把握に努めます。

警察との連携の確保

各事務所の管理職等のうちから、不当要求防止責任者(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第14条第1項に規定する責任者をいう。)を選任し、所轄警察署への届出を行い、警察との連携を図るなど、不当要求への対応の充実

管理・責任体制の強化

チーム制の導入や管理職による検査コースの巡回の強化、防犯設備の充実

緊急時対応訓練の実施・警備の強化

警備員の増強、マニュアルに準拠した緊急事態における的確な対応、所轄警察署の参加による実効性ある訓練等の確実な実施

情報収集体制の強化及び監査機能の強化等

不当要求に係る情報収集体制を強化するとともに、部外者からの情報も活用した監査体制の実現、職員から改善提案を可能とする制度の検討

その他

- ・ 職員間の意思疎通の向上及び研修の強化
- ・ 審査における取り扱いの明確化
- ・ 不正車検を防止する検査方法の検討
- ・ 軽微な整備不良の取り扱いの適正化

(2) 審査に係る利用者の方々の利便性の向上

利用者の方々の審査の待ち時間の低減対策

- ・ 平成14年度においては、毎日の業務量の推移の把握に努め、混雑状況の適切な公開方法について検討を行います。
- ・ 平成14年度においては、機器等の故障発生箇所、原因等の収集に努め、その結果を分析し、故障時間低減対策を検討していきます。

利用者の方々の審査業務に関する理解の向上のための対策

審査の受検方法の案内等を表示したホームページを開設するとともに検査の案内等を行うパンフレットの作成を行います。

利用し易い審査に係る施設の整備のための対策

利用者の方々が利用しやすい審査施設のあり方について調査を行い、改善方策の具体的な検討を行います。

(3) 適正かつ効率的な審査業務の実施の促進

独立行政法人として厳正かつ公正・中立に審査業務を実施することを徹底するため、平成14年度においては以下の業務に取り組みます。

職員に対する研修等の実施

- ・ 適正な審査業務の実施に関する研修を充実するため、研修内容の見直しを進めます。
- ・ 検査実習センターにおいて、職員に対して平成13年度同期（平成13年7月～平成14年3月）と比較して、審査業務に関する研修時間を増加することに努めます。
- ・ より質の高い研修を職員に提供するため、職員へのアンケート調査を実施し、研修内容の改善を検討するとともに、研修効果を把握するための仕組み作りを検討します。

業務改善の継続的検討とその実施

職員による業務改善のための活動、アンケート調査の実施、モニター制度の導入等業務改善のための仕組み作りを進め、これらを通じて得られた業務改善提案についてモデル事業等を通じてその効果の検証を行います。

(4) 国土交通省をはじめとした関係機関と連携した各種業務の実施

不正改造車の排除等の推進

平成14年度においては、国土交通省等の要請に応じて、これに協力して6万台の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施します。

車両の不具合情報の収集

車両不具合情報を収集するための情報収集体制を整備し、それらを本部等で一元的に管理する仕組みの構築を図ります。

事故車両の原因究明への取組

平成14年度においては、検査法人の知見で事故原因究明が可能と思われる事故の抽出などを行うための基礎的な調査・研究を進めます。

社会ニーズに対応した審査業務に係る各種業務の実施

平成14年度においては、走行距離メーター改ざん、自動車盗難に対応するため、自動車検査場における保安基準適合性の審査業務の中で実施可能な手法の調査検討を行います。

(5) 国民の皆様の自動車の安全・環境問題への積極的参画に対する支援・協力

不正改造車排除運動、点検整備推進運動等国の行う各種キャンペーン等に参加し、検査の社会的意義を広く利用者に知っていただくことに努めます。

ホームページの開設等により、検査の役割やその効果を広く広報していきます。

審査結果について、合否判定結果に限らない幅広い情報提供を行うための基礎調査・研究を開始します。

(6) 自動車の安全・環境基準の変化への迅速かつ適切な対応の確保

審査業務を確実に実施するため、適切な施設の維持管理等に取り組んでいきます。

国の行う保安基準の改正等に対応して適正に審査業務が実施できるように、審査技術及び審査機器の改善のための調査検討を進めます。

(7) 国際的視野に立った業務のあり方の検討（国際会議への参加）

C I T A（国際自動車検査委員会）への加盟手続きを行い、同委員会活動への参画を通じて諸外国との情報交換を行います。

(8) 海外技術支援

国等からの要請に応じ、J I C Aのプロジェクト等に職員を派遣し、途上国の自動車検査技術の向上を支援します。

海外からの研修生を受け入れ、途上国の自動車検査技術の向上を支援します。

3．予算（人件費の見積もりを含む。） 収支計画及び資金計画

{別紙}

4．短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額を2,000百万円とします。

5．剰余金の使途

- ・施設・設備の整備
- ・広報活動の実施

6 . その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

(1) 施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
審査施設整備費		自動車検査独立行政法人施設整備費補助金
審査機器の新設等	329	
審査上屋の改修等	425	

(2) 人事に関する計画

方針

保安基準の改正等により新規業務の追加等が行われた場合であっても業務運営の効率化、定型的一般事務の集約化、外部委託化等の推進などにより、計画的削減を行い人員を抑制することを目指します。

人員に関する指標

年度末の常勤職員数を年度当初と同数とする。

[参考 1]

1) 設立当初の常勤職員数	876人
2) 平成14年度末の常勤職員数の見込み	876人

[参考 2]

平成14年度の人件費の総額見込み	4,936百万円
------------------	----------

自動車検査独立行政法人 平成14年度 年度計画予算

区	分	金額
収入		
運営費交付金		8,264
施設整備費補助金		754
その他収入		1
計		9,019
支出		
人件費		4,936
業務経費		2,394
うち研修経費		32
うち審査経費		2,362
施設整備費		754
受託経費		0
一般管理費		935
計		9,019

区	分	金額
費用の部		
経常費用		8,265
人件費		8,265
業務費		4,936
一般管理費		2,394
減価償却費		935
財務費用		0
臨時損失		0
収益の部		
運営費交付金収益		8,265
その他収入		8,264
寄付金収益		1
資産見返物品受贈額戻入		0
臨時利益		0
純利益		0
目的積立金取崩額		0
総利益		0

区	分	金額
資金計画		
資金支出		
業務活動による支出		9,019
投資活動による支出		8,265
財務活動による支出		754
次期中期目標期間への繰越金		0
資金収入		
業務活動による収入		9,019
運営費交付金による収入		8,265
その他収入		8,264
投資活動による収入		1
施設整備費による収入		754
その他収入		754
財務活動による収入		0
前期中期目標の期間よりの繰越金		0

(注)当法人における退職手当については、役員退職手当支給基準及び国家公務員退職手当法に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

【参考】運営費交付金の算定ルール

1. 人件費

人件費 = 基準給与総額 + 退職手当所要額 ± 新陳代謝所要額
基準給与総額

国の職員であった場合に支給される基本給、諸手当、共済組合負担金等の所要額の9ヶ月分を計上。

退職手当所要額

当年度に退職が想定される人員ごとに積算。

新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分 + 前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額 - 前年度退職者の給与総額のうち平年度化額 - 当年度退職者の給与総額のうち当年度分

2. 一般管理費（人件費を除く）

積み上げ方式による経費について、法人移行人数及び施設に見合った分割分のうち9ヶ月相当額を計上。

3. 研修経費（人件費を除く）

積み上げ方式による経費について、法人移行人数に見合った分割分の9ヶ月相当額を計上。

4. 審査経費（人件費を除く）

一般管理費の積算に準じる。当年度の機器購入費等（所要額計上経費）については、中期計画に応じた必要経費を考慮して積算。